

12月の
「家庭の日」は、
12月18日です！



「家庭の日」シンボルマーク



「家庭教育を实践する日」の具体的な取組として、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。

ご家庭ごとの「あるといいなあ」と思われる約束について、家族での話し合いを通して作り、見守り、振り返ることを実践してみませんか。

この機会に、家庭の大切さや家族のあり方について、見つめ直してみてください！



「家庭教育を实践する日」をご存じですか？

これは「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせ「家庭教育を实践する日」としています。

坂祝町立坂祝小学校の取組を紹介します

家族で作ろう「心温まるあったか鍋」

冬の寒さも身にしみるところとなりました。家にこもりがちになるそんな時、家族みんなで「心温まるあったか鍋」を作って、家族団らんの時間を工夫してみませんか。

取組方法

- 1 スープ、具材、シメを何にするか話し合う。
- 2 相談しながら買い物や調理をする。
- 3 会話を楽しみながらゆっくり食事をして、感想を伝え合う。



実践後の親子の声

- 私が作ったごはんを家族が喜んで食べてくれた。(子)
- 一人で作れるか不安だったけど「おいしい。」と言ってもらえた。(子)
- 娘と作ることで、新しいアイデアをもらい楽しんで作れた。(親)
- 次の日にも「手伝いたい。」と、声をかけてくれた。(親)



継続することで、さらにこんな姿も見られます。

・相談しながら買い物や調理をすることで、会話が弾み、普段話せないことも話することができるようになった。

・具材、調理方法、役割分担を親子で話し合うことで、家族の一員として自分の役割に気づくことができるようになった。



・自分の役割を積極的に果たそうとするようになった。

もし取組に困ったら...

可茂県事務所のホームページ 令和3年度可茂地区家庭教育応援通信「いいかも」第10号に載っています！

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/293280.pdf>

「家庭教育を实践する日」に関するご相談は、岐阜県庁環境生活政策課 生涯学習係（TEL058-272-8752）まで

